



# 日EU・EPA及びTPP11の 原産地規則について



2018年5月18日  
財務省関税局

## 日EU・EPA

1. 日EU・EPAについて
2. 日EU・EPA原産地規則の概要
3. セクションA(原産地基準)について
4. セクションB(原産地手続)について
5. 品目別規則等の附屬書について

## TPP11

6. TPP11原産地規則の概要

# 1. 日EU・EPA

○EU域内を一の地域とみなし、本協定に基づく日本国原産品、EU原産品は関税の撤廃又は削減の対象となる。



## 2. 日EU・EPA原産地規則の概要

- EPA税率は、EPA相手国の原産品に対してのみ適用される。

### 【原産地規則】

- ◆ セクションA(原産地基準)
- ◆ セクションB(原産地手続)
- ◆ セクションC(雑則)
- ◆ 品目別規則(PSR : Product Specific Rules of Origin)等  
附属書

### 3. セクションA(原産地基準)について

#### セクションA(原産地基準)

##### 《原産品》

- ①完全生産品、
- ②原産材料のみから生産される产品、又は
- ③PSRを満たす产品(产品に応じて関税分類変更基準や  
付加価値基準等)

のいずれかを満たす产品は日本原産品又はEU原産品となる。

##### 《累積》

原産材料の累積(モノの累積)のほか、生産行為の累積も認められている。

##### 《許容限度》

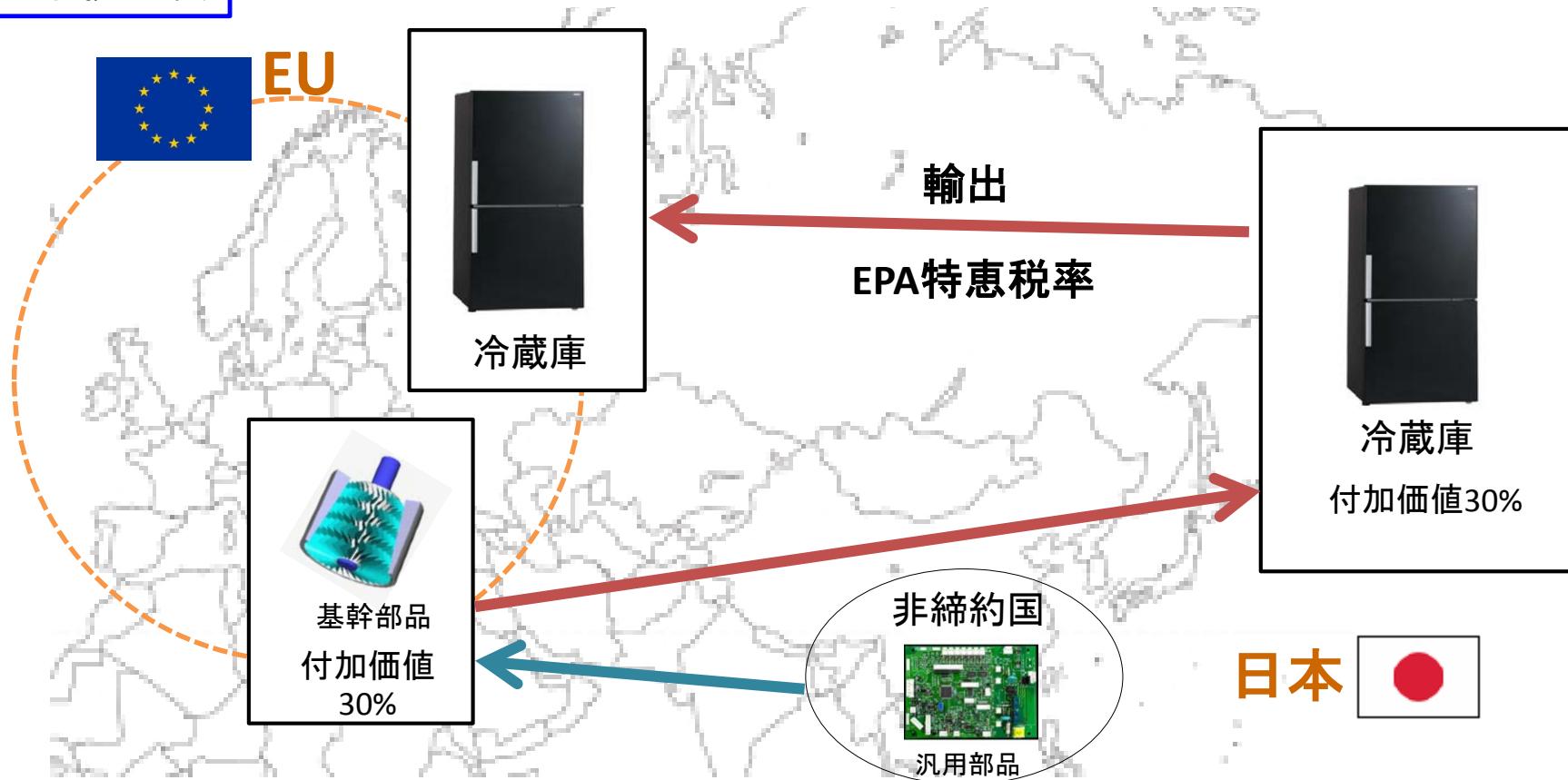
非原産材料が品目別規則の要件を満たさない場合でも、  
产品が原産品であるとみなされる許容限度を規定。

# 累積

○原産材料の累積(モノの累積)のほか、生産行為の累積も認められている(一方の締約国の原産品や生産行為を他方の締約国の原産材料や生産行為とみなす)。

## 完全累積制度

(例)原産地規則が「付加価値55%」の場合(数値・図はイメージ)



累積ルールがない場合には、日本の付加価値が30%であるため「付加価値55%」を満たせないが、完全累積制度があれば、EUで生産された部品がEU原産品とならなくても、EUで付加された価値30%の足し上げが可能。これにより日本の付加価値30%と合わせ付加価値60%となり、原産品として認められる。

## 【許容限度(僅少)の基準】

- 第1類から第49類、第64類から第97類の產品の場合には、原則として產品の価額の10%以内
- ただし、PSRに当該品目にのみ適用される許容限度の例外を定めている場合には、当該規定に従う。(PSR上の許容限度(例: 產品の価額の15%以内)と上記価額の10%以内は、合算して適用することはできない。)
- 第50類から第63類の纖維製品の場合には、当該產品の価額の8%以内/総重量の10%~40%以内(產品の材料の構成等により、異なる許容限度が適用される。)
- また、通則3(b)又は3(c)の規定に従って關稅分類が決定されるセットであって、原產品である構成要素及び非原產品である構成要素から成る場合には、產品の価額の15%以内

## 4. セクションB(原産地手続)について

### セクションB(原産地手続)

#### «特恵要求手続(証明制度)»

事業者(輸入者、輸出者又は生産者)自らが原産品申告書を作成することができる自己申告制度が採用されている。

#### «確認手続(検証)»

輸入国税関が輸出者・生産者に対して行う輸出国検証は、輸出国税関を通じて行う間接検証を採用している。

# 特惠要求手続(自己申告制度)

- 自己申告制度が採用されている。(第三者証明制度は採用されていない。)
- 輸出者、生産者又は輸入者が原產品申告書の作成ができる。
- 輸入者は、EPA税率を適用して輸入申告をする際に原產品申告書を税関に提出。  
(※)我が国での輸入に際しては、原產品であることを明らかにする書類(明細書等)の提出も必要。

## 輸出国

### 生産者

①原產品  
申告書  
作成可

### 輸出者

①原產品  
申告書  
作成可

## 輸入国

### ②輸出

### 輸入者

①原產品  
申告書  
作成可

③輸入申告  
(EPA税率)

原產品  
申告書  
等

(参考) 協定上は、輸出者、生産者が作成するものを  
「原産地に関する申告」、輸入者が作成するものを  
「輸入者の知識」との名称でそれぞれ規定している。

## 輸入国税関

### ④原產性の審査及び事後確認

# 特惠要求手続

輸出者・生産者による自己申告の場合には、文言が定められている。  
仕入書等の商業上の文書に、以下を記載する。

(期間: .....から.....まで)

この文書の対象となる產品の輸出者(輸出者参考番号.....)は、別段の明示をする場合を除くほか、当該產品の原產地.....が特惠に係る原產地であることを申告する。

(使用された原產性の基準)

.....

(場所及び日付)

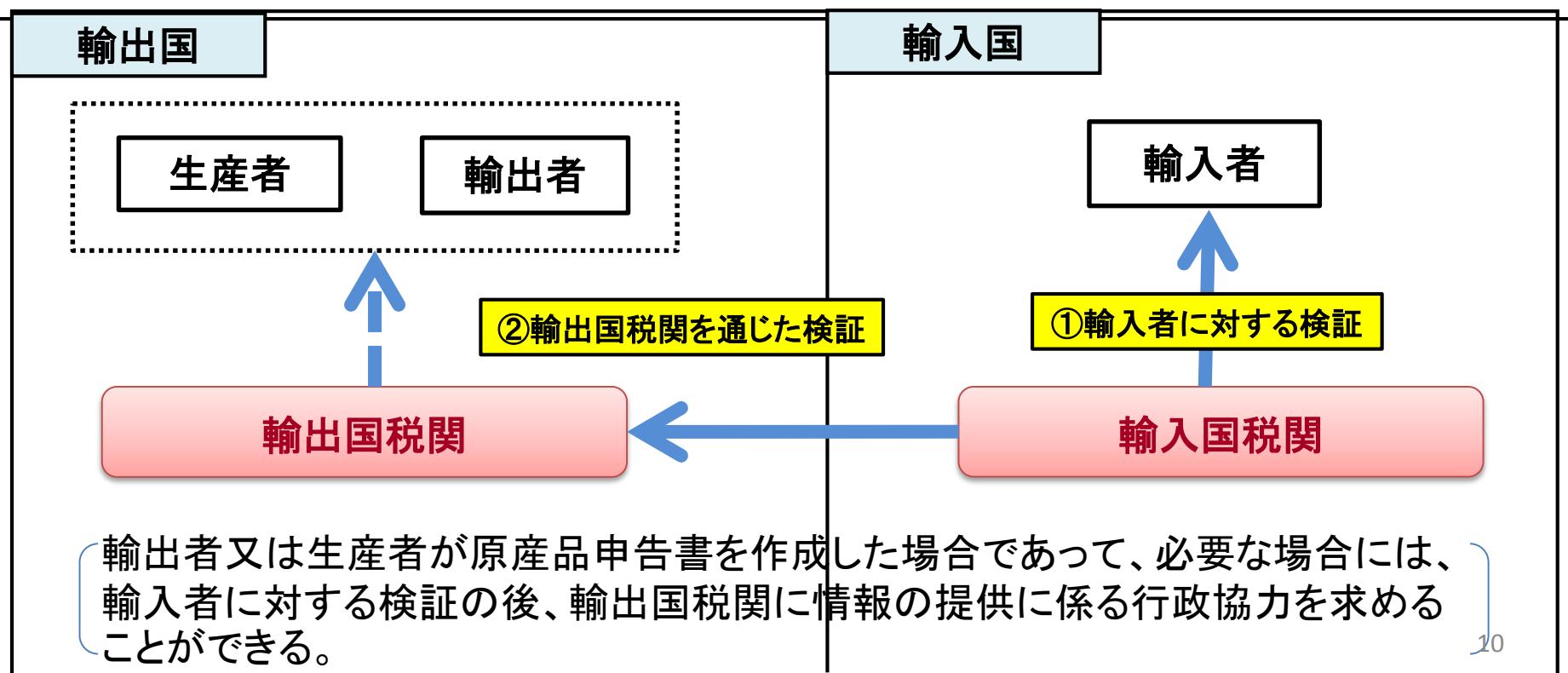
.....

(輸出者の氏名又は名称(活字体で))

.....

# 確認手続(検証)

- 輸入された產品の原産性に疑義がある場合、輸入国税関は、產品についての情報を以下の方法により求めることができる。
  - ① 輸入者に対する検証(なお検証を受けた輸入者の手配により、輸出者・生産者から輸入国税關に対し、直接情報を送付することも可能。)
  - ② 輸出国税關を通じた輸出者・生産者に対する検証  
※輸出者又は生産者が原產品申告書を作成した場合のみ。
- 輸入者、輸出者又は生産者が十分な情報を提供しない場合等は特惠税率の適用を否認。



輸出者又は生産者が原產品申告書を作成した場合であって、必要な場合には、  
輸入者に対する検証の後、輸出国税關に情報の提供に係る行政協力を求める  
ことができる。

# 書類の保存

## 書類の保存

輸入者	<p>少なくとも3年間以下の書類を保存。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆ 輸入者自己申告の場合は、產品が原產品としての資格を得るために要件を満たすことを示すすべての記録。</li><li>◆ 輸出者・生産者の自己申告の場合は、その申告書面。</li></ul>
輸出者・生産者	<ul style="list-style-type: none"><li>◆ 輸出者・生産者の自己申告の場合は、少なくとも4年間以下の書類を保管。</li><li>✓ 申告書面の写し、</li><li>✓ 產品が原產品としての資格を得るために要件を満たすことを示すすべての記録。</li></ul>

※ 実際の運用に当たっては、国内法令に基づく。(関税法第94条等)

### **品目別規則(PSR)等附属書**

- ◆ 品目別規則には  
それぞれの產品に応じた
  - ✓ 関税分類変更基準
  - ✓ 付加価値基準
  - ✓ 加工工程基準の原產地基準(原產品となるための要件)が設定されている。
- ◆ 他の附属書には品目別規則にかかる注釈等が規定されている。

# 付加価値基準の計算方式

付加価値基準の計算方式は、我が国の従来のEPAで採用済みの控除方式(RVC)と、非原産材料の使用割合に基づく方式(MaxNOM)を併記。

※RVC: Regional Value Content:域内原産割合

MaxNOM: Maximum value of non-originating materials:非原産材料使用割合

## ○ 非原産材料の使用割合(MaxNOM)に基づくもの

非原産材料の価額

$$\text{MaxNOM}(\%) = \frac{\text{非原産材料の価額}}{\text{產品の価額(ExW)}}$$

## ○ 域内原産割合(RVC)に基づくもの (控除方式(我が国の過去の協定でも採用))

產品の価額(FOB) - 非原産材料の価額

$$\text{RVC}(\%) = \frac{\text{產品の価額(FOB)} - \text{非原産材料の価額}}{\text{產品の価額(FOB)}}$$

RVCについてはFOB、MaxNOMについてはEXWで算出。輸出国内での運送費分についてFOBの方が高くなることから、一律5%の閾値の差が設けられている。

## 両者の例

- MaxNOM40% ( EXW ) 又はRVC65% ( FOB )
- MaxNOM50% ( EXW ) 又はRVC55% ( FOB )

## 《第22.03項から第22.08項の品目別規則》

CTH（第22.07項及び第22.08項の材料からの変更を除く。）。ただし、次の全ての要件を満たすことを条件とする。

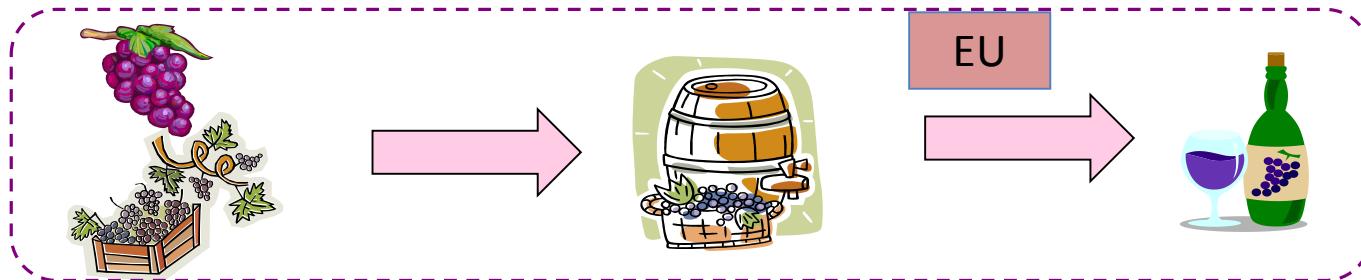
- －生産において使用される第0806.10号、第2009.61号及び第2009.69号の全ての材料が締約国において完全に得られるものであること。
- －生産において使用される第4類の非原産材料の重量が產品の重量の40%を超えないこと。
- －生産において使用される第17.01項及び第17.02項の非原産材料の総重量が產品の重量の40%を超えないこと。



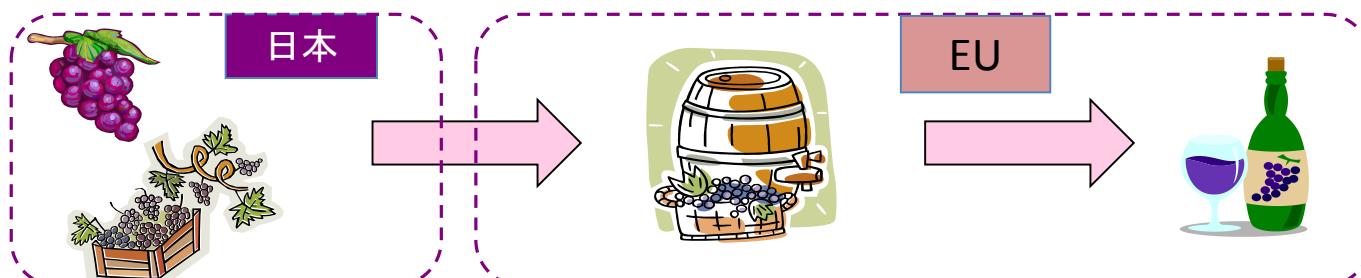
# ワイン(第22.04項)の原産地

## EUで生産したワインを日本へ輸入する場合

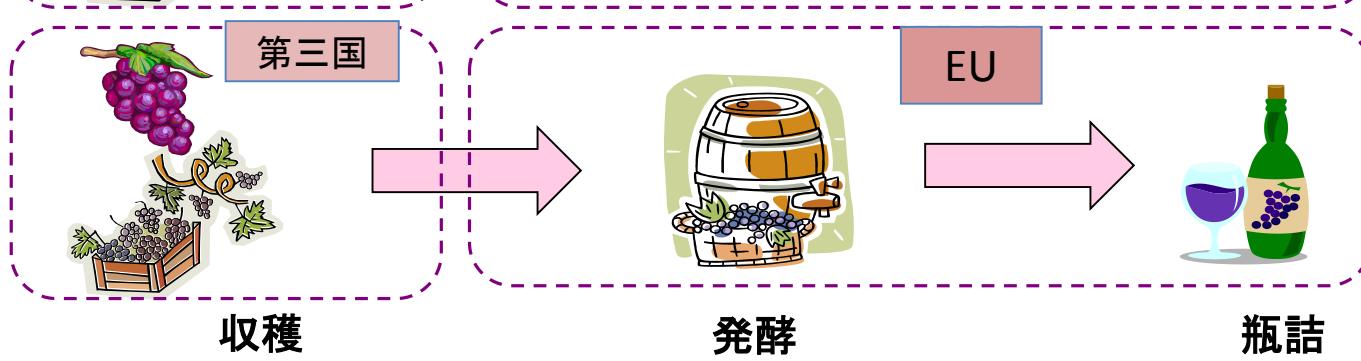
ケース 1



ケース 2



ケース 3



## 6. TPP11原産地規則の概要

- TPPにおける関税の特恵待遇(TPP税率)は、「TPP原産品」に対してのみ適用される。
- TPP原産地規則章では、「TPP原産品」の定義(原産地基準)やTPP税率の申告手続(原産地手続)等を定めており、(1)第A節(原産地基準)、(2)第B節(原産地手続)、及び(3)品目別規則(PSR: Product Specific Rule)から構成されている。

### 第A節(原産地基準)

#### 〈TPP原産品〉

①完全生産品、②原産材料のみから生産される产品、又は③PSRを満たす产品(产品に応じて関税分類変更基準や付加価値基準等)のいずれかを満たす产品はTPP原産品となる。

#### 〈累積〉

原産材料の累積(モノの累積)のほか、生産行為の累積も認められている(域内他国の原産品や生産行為を自国の原産材料や生産行為とみなす)。

### 第B節(原産地手続)

#### 〈特恵要求手続(証明手続)〉

事業者(輸入者、輸出者又は生産者)自らが原産品申告書を作成することができる自己申告制度が採用されている。

#### 〈確認手続(検証)〉

輸入国税関は、輸入された产品が原産品であるかどうかを確認するため①輸入者への情報提供の要請、②輸出者、生産者への情報提供の要請、又は③それらの施設への訪問、を行うことができる(輸入国税関による直接的な検証)。また、輸入国から要請があった場合には、輸出国政府による検証の支援(協力)も可能。

### 品目別規則(PSR)(附属書三一D)

それぞれの产品に応じた関税分類変更基準や付加価値基準等の原産地基準(原産品となるための要件)が設定されている。

※繊維及び繊維製品については、別途、繊維章において原産地基準等が設けられている。

# 確認手続(検証)

輸入された產品の原産性に疑義がある場合、税関は、產品についての情報を求めることができる。

- ① 輸入者に対する書面による検証(書面検証: 產品について、質問票等により情報を求めること)
- ② 輸出者・生産者に対する書面検証
- ③ 輸出者・生産者に対する訪問検証(事務所や工場等を訪問し、產品の原産性を確認すること)  
(※)輸入者、輸出者又は生産者が十分な情報を提供しない場合等はTPP税率の適用を否認。

輸出国

輸入国

生産者

輸出者

輸入者

②書面検証

③訪問検証

①書面検証

輸出国政府

輸入国税関

〔②書面検証の際、輸出国政府  
③訪問検証の際、輸出国政府  
に支援を求めることができる。  
に同行の機会を与える。〕

税関

照会

輸入者等

回答

【事前教示制度】

(文書は原則30日以内)

- 貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に、輸入を予定している貨物が原産地規則を満たしているかどうか(協定の適用・解釈等)についての照会を文書により行い、税関から文書により回答を受けることができる制度。
- 輸入を予定している貨物の原産地、TPP税率(特恵関税)の適用の可否等を事前に知ることができます。(適用される税率が事前に分かることから)輸入にかかる費用等の計画が立てやすくなります。
- また、貨物が実際に輸入される際の輸入通関では、事前教示によって、既にその貨物の取扱い(原産地)が確定していることから、迅速な申告、貨物の早期の受取りができるようになります。
- 税関が発出した回答(教示)の内容については、最長3年間、税関が輸入申告を審査する際に尊重されます(法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く)ので、恒常的に同じ貨物を輸入する場合には、安定的な取扱いが確保されます。

※口頭やEメールによる事前教示の照会（文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。）の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われないのでご注意ください。

ご清聴ありがとうございました。

